

伊豆市規則第26号

伊豆市駅前広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市駅前広場条例（令和6年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(供用日及び供用時間)

第3条 条例第3条の規則で定める駅前広場の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 供用日 1月1日から12月31日まで
- (2) 供用時間 午前7時から午後9時まで

(使用の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により駅前広場の使用の許可を受けようとする者は、伊豆市駅前広場使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する伊豆市駅前広場使用許可申請書は、使用しようとする日（その日が引き続き2日以上に及ぶときは、その初日をいう。）から起算して7日前の日までに提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用許可の決定があったときは、伊豆市駅前広場使用許可書（様式第2号）に必要な条件を付し、申請者に交付するものとする。

2 許可しないものと決定したときは、伊豆市駅前広場使用不許可通知書（様式第3号）に不許可の理由を付して申請者に交付するものとする。

(使用の内容の変更等)

第6条 使用の許可を受けた者が、当該許可に係る事項の変更をしようとするときは、伊豆市駅前広場使用許可変更申請書（様式第4号）に当該許可に係る許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定による変更の申請を許可したときは、伊豆市駅前広場使用許可変更許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

(使用の取消し)

第7条 使用の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を取り消そうとするときは、伊豆市駅前広場使用取消届（様式第6号）に当該許可に係る許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める割合以内で、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する事業で使用する場合 10割
- (2) 学校教育関係団体及び社会教育関係団体若しくは社会福祉関係団体が使用する場合 10割
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合 別に定める割合

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、伊豆市駅前広場使用許可申請書（様式第1号）に必要事項を記入し市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の減免の申請書を承認したときは、伊豆市駅前広場使用許可書（様式第2号）に減免割合等を記載し交付する。

(使用料の還付)

第9条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第7号)に当該許可に係る許可書及び使用料の領収書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用者の厳守事項)

第10条 駅前広場を使用する者は、条例及びこの規則並びに市長が別に定める事項を守らなくてはならない。

(損傷等の届出)

第11条 施設及び附属設備を損傷し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。